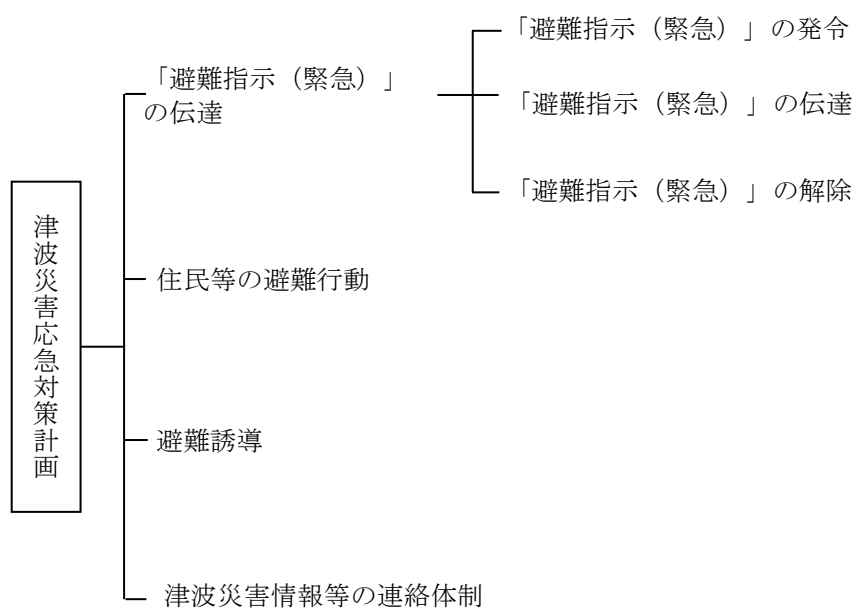


第21章 津波災害応急対策

津波からの避難は、住民自ら津波警報等の情報を把握し、迅速かつ主体的に避難することが最も重要であることから、住民等が円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を定める。



第1節 避難指示（緊急）等の伝達

避難指示（緊急）等の伝達は、下記の通りとし、細部は、「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」第4編「津波災害」に準拠して実施するものとする。

第1項 避難指示（緊急）の発令

津波には、到達時間の極めて短いものから、到達まで相当の時間を要するものまでであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、次の判断基準に基づき、いずれかの場合にただちに避難指示等を行う。

- 1 強い揺れ（震度4以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合
※ 沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達することも考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、直ちに避難指示（緊急）を発令する必要がある。
- 2 大津波警報、津波警報を覚知した場合

第2項 避難指示（緊急）の伝達

避難指示（緊急）は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- 1 避難指示（緊急）を行った町は、速やかにその内容を広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。
この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮する。
- 2 津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を行う場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域の住民等に伝達する。

第3項 避難指示（緊急）の解除

当該津波予報区の津波注意報・警報が解除されるまで、避難指示（緊急）の解除は行わない。

第2節 住民等の避難行動

沿岸地域において強い揺れを感じた時は、住民、船舶等は、次の避難行動をとるものとし、細部は、「津波避難計画」に準拠して実施するものとする。

- 1 住民に対する内容
 - (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
 - (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
 - (3) 揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、津波警報が発表されたときは急いで高台等に避難する。
 - (4) 津波注意報でも危険であるので河川敷遊歩道の利用、海釣り等は行わない。
 - (5) 津波は繰り返し襲ってくるので警報、注意報解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。
- 2 船舶に対する内容
 - (1) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。
 - (2) 正しい情報は、ラジオ・テレビ等を通じて入手する。
 - (3) 揺れを感じなくても津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に避難する。
 - (4) 港外に避難できない小型船舶は、直ちに接岸し陸上の高台に避難する。
 - (5) 津波は繰り返し襲ってくるので警報、注意報解除までは沿岸部に近づかない。

第3節 避難誘導

避難誘導に関し下記の通りとし、細部は、「津波避難計画」に準拠して実施するものとする。

- 1 町は津波避難計画に基づき、住民等が迅速かつ安全に避難が行えるよう誘導する。
- 2 避難誘導や防災対策を行う消防団員や警察官、町職員については、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。
- 3 予想される津波到達時間を考慮しつつ、高齢者、障害者、妊産婦等避難行動要支援者の避難支援等を行う。

第4節 津波災害情報等の連絡体制

- 1 県及び町、防災関係機関等は、震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」及び「津波避難計画」第6章「避難指示・勧告等の発令」に基づき、津波等に関する必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。
- 2 県及び町は、津波警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運航中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）、ケーブルテレビ、Lアラート、携帯電話（緊急速報メール、和木町防災メール）等のあらゆる手段の活用を図る。
- 3 報道機関の協力を受けて、住民等に対し広報を行う。